

minnect 申請管理サブスクリプション約款

本約款は、利用者（以下「甲」という。）と株式会社電通総研（以下「乙」という。）又は乙の販売店との間において、本約款を直接又は間接的に参照した契約（以下「本契約」という。）が締結された場合、本契約の対象となるソフトウェアに適用されるものとし、甲は本約款に従い本件ソフトウェアを使用するものとします。

第1条（契約の目的）

乙は甲に対して、本契約に従い本件ソフトウェアを提供し、本契約の有効期間中、甲が本件ソフトウェアを甲自身の業務に供する目的に限定し使用するための日本国における非独占的・譲渡不能の使用権（以下「使用権」という。）を設定します。

第2条（定義）

1. 「本件ソフトウェア」とは、本契約に記載される契約対象ソフトウェアであり、機械により読み取り得る形で提供されるコンピュータ・プログラム（以下「本件プログラム」という。）及びこれを使用するために乙が提供するユーザ・マニュアル等の資料（以下「関連資料」という。）を意味します。
2. 「ライセンサー」とは、本件ソフトウェアの開発元又は提供元を意味します。
3. 「使用」とは、本件プログラムの全部又は一部を機械に読み込ませること、転送すること又は実行すること、実行結果を出力すること、並びに関連資料を利用することを意味します。

第3条（本件ソフトウェアの使用）

1. 甲は、甲の職員、又は甲の事務所内において甲のために業務を遂行する派遣社員若しくは業務委託先の社員に限り、本件ソフトウェアを使用させることができます。
2. 甲は、バックアップの目的に限り、乙所定の著作権等の権利表示を行なうことを条件として、本件ソフトウェアの複製を1部に限り作成することができます。
3. 甲は、本契約又は関連資料で明示的に承認されている場合を除き、本件ソフトウェアを複製又は使用できません。また、甲は、本件ソフトウェア及びその複製物について次の行為を行なってはなりません；(i) 逆アセンブル、逆コンパイル又は改変、(ii) 有償・無償を問わず、第三者に対する譲渡、再使用許諾、貸与又はリース、(iii) 第三者に対するサービス事業、タイムシェアリング事業、その他これに類する事業における使用、並びに(iv) 直接・間接を問わず、生物兵器、化学兵器又は核兵器の開発目的への使用。
4. 甲が本件ソフトウェアとともに、RPA ツールである「UiPath」（以下「UiPath」という。）を乙から購入した場合、次の条件が適用されます。
 - (1) UiPath の使用条件は、提供元のサイト（<https://www.uipath.com/developers/all-editions/license-agreement>）又はその後継サイトに掲載される利用規約（以下「UiPath 利用規約」という。）の定めが本契約に優先して適用されるものとし、甲は、UiPath 利用規約に従い UiPath を使用するものとします。
 - (2) 第7条及び第8条の定めにかかわらず、UiPath に関する乙の保証・責任は、UiPath 利用規約に定めるところに従い、乙が提供元から取り付けられる保証・責任の範囲内に限られるものとします。
5. 本件ソフトウェアのオプションとして、「minnect AI-OCR オプション」を購入した場合において、購入の前提となる処理量（目安）を超えて甲が当該オプションを使用した場合、処理量の実績に応じ、更新期間の料金を見直すものとします。

第4条（本件ソフトウェアの導入）

1. 乙は、本契約に定める条件に従い、本件ソフトウェアの初期導入（インストール及び設定）を行うものとします。
2. 乙は、初期導入の完了後速やかに、乙所定の「作業完了報告書」を甲に提出することにより甲に報告するものとします。

3. 甲は、前項の「作業完了報告書」の受領後 10 日以内に、乙所定の「作業完了確認書」に記名押印の上乙に交付するものとします。なお、当該「作業完了報告書」の受領後 10 日以内に甲から書面による異議の申し出が場合は当該期間の満了時に、確認は完了したものとします。

第 5 条（守秘義務）

「秘密情報」には、本件ソフトウェア（利用されている方法又は概念を含む。）及び開示当事者が財産権を有する又は秘密であると明示する一切の情報が含まれます。甲及び乙は、本契約に関連して知りえた相手方の秘密情報を自己の秘密情報に対して払うと同等の注意義務をもって管理するとともに、本件ソフトウェアの使用又は本契約の履行に必要な範囲以外に利用せず、また開示当事者の書面による明示の承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはなりません。但し、甲は、本件ソフトウェアを本契約に従い使用する場合にあたり、当該秘密情報を秘密に保つ旨の書面契約を甲と締結した下請負業者等に対し、秘密情報を開示しこれを使用させることができます。以下の情報は、秘密情報とはみなされません。

- (1) 本契約の違反によらず、一般に入手可能な情報
- (2) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに正当に入手した情報
- (3) 一方当事者が他方当事者の秘密情報とは無関係に独自に開発した情報
- (4) 開示時点で受領当事者が既に知っていた情報

第 6 条（サポートサービス）

1. 甲は、本契約の有効期間中、関連資料に従い、本件ソフトウェアの使用方法に関する問い合わせ対応等のサービス（以下「サポートサービス」という。）を乙より受ける権利を有します。
2. サポートサービスは、本件ソフトウェアの最新バージョン及び直前のバージョンのみを対象として提供されるものとします。
3. サポートサービスは本条第 1 項に規定されるものに限られ、トレーニング、インストール等のオンサイト作業等は含まれません。甲が本件ソフトウェアの使用上の質問をする場合、甲は本件ソフトウェアそのものに関するものであるか否かの切り分けを事前に行うものとします。乙は、甲向けにカスタマイズされたソフトウェアに関する質問、甲のシステム環境（ネットワークを含む。）に関する質問等、本件ソフトウェア以外に関する質問に回答する義務を負いません。
4. 次のいずれかに該当する場合には、乙はサポートサービスを提供する義務を負いません。
 - (1) 乙の指示によらず、甲又は第三者が行なった本件ソフトウェアの変更、改良、不具合の修正、機能追加等に起因し、本件ソフトウェアが正常に作動しないとき
 - (2) ハードウェア若しくは乙が甲にサポートサービスを提供していないソフトウェアの障害等、又は甲の利用するシステムが乙所定のシステム要件を満たさないことに起因し、本件ソフトウェアが正常に作動しないとき
 - (3) 甲又は第三者の責めに帰すべき事由、又は天災地変により本件ソフトウェアに障害が生じたとき

第 7 条（保証及び責任の範囲）

1. 乙は甲に対し、本件ソフトウェアの使用権を適法に設定する権利を有していることを保証します。
2. 乙は、本件ソフトウェアの初期導入の完了日から 90 日間、関連資料に記載された方法に従い乙所定の稼働環境で使用された場合には、本件プログラムが実質的に関連資料に記載された仕様どおりの機能を有することを保証します。この保証未達成の場合、乙は合理的に可能な限り該当仕様への不適合の修正又は欠陥品の取り替えを行いません。
3. 乙は、本件ソフトウェアの使用から得られる結果についての保証、本件ソフトウェアの全ての不適合が是正されるという保証、又は本件ソフトウェアの機能が甲の要求を満足

するという保証を含め、明示的であると黙示的であるとを問わず、前二項に定める以外のいかなる保証も行ないません。甲は、自らの責任においてデータのバックアップ等適切な保全手段を講ずるものとします。

4. 本契約における乙の甲に対する損害賠償責任の総額は、請求原因の如何を問わず、当該損害賠償責任を負うべき事態の発生した直前 12 か月間に、該当する本件ソフトウェアについて本契約に基づき乙が甲より受領した料金総額を限度とし、かつ乙の責めに帰すべき事由により直接の結果として甲が現実には被った通常の損害（逸失利益、及び第 8 条第 2 項の場合を除く第三者から甲に対する請求に基づく損害は含まれない。）の賠償に限られます。ライセンサーは甲に対し何ら直接の損害賠償責任及び保証責任を負いません。
5. 甲による損害賠償請求は、当該損害賠償事由の発生日から 2 年以内に行わなければ請求権を行使することができないものとします。
6. 前二項の責任の制限は、乙の故意又は重過失による場合及び乙のみの責めに帰すべき事由により発生した人身傷害に対する賠償責任には適用されません。

第 8 条（知的財産権等）

1. 甲は、本件ソフトウェアが乙及びライセンサーの財産であり、かつその一切の知的財産権は乙及びライセンサーに帰属していることを了解します。
2. 甲による本件ソフトウェアの使用が第三者の日本国における著作権、特許権、商標権その他の知的財産権を侵害しているという理由に基づき甲が第三者より請求を受けた場合、次の全ての条件を満たす場合に限り、乙は甲を防御し、敗訴判決又は和解が確定した場合には甲の当該第三者に対する損害賠償金額及び合理的な費用（弁護士費用を含む。）を負担します。
 - (1) 甲が乙に対し、請求の事実及び内容を速やかに書面にて通知すること
 - (2) 甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に実質的な参加の機会及び決定の権限を与え、かつこれに合理的に必要な援助をすること
3. 本件ソフトウェアが前項に規定されている第三者からの請求の対象となるか、又はそのおそれがあると乙が判断した場合には、乙はその選択と費用負担において、以下のいずれかの措置を講ずるものとします。
 - (1) 甲のために本件ソフトウェアを継続して使用できる権利を取得すること
 - (2) 侵害とならないよう本件ソフトウェアを変更若しくは他の適切なソフトウェアと交換すること
 - (3) 前二号のいずれの方法も合理的にとり得ないと乙が判断した場合、第 7 条に従い損害賠償を行った上で、侵害対象となっている本件ソフトウェアについて本契約を解約すること
4. 甲が次の各号の一に該当する場合には、乙は本条記載の責任を負わないものとします。
 - (1) 乙所定の稼働環境で使用すれば回避できる場合に、それ以外の稼働環境で本件ソフトウェアを使用したことを理由として請求がなされた場合
 - (2) 乙以外の者により提供されたプログラム又はデータを本件ソフトウェアとともに結合、操作又は使用したことを理由として請求がなされた場合
 - (3) 甲が本契約に違反して本件ソフトウェアを使用した場合
5. 本条は、知的財産権侵害に関する乙の責任の全てを規定したものです。

第 9 条（契約の有効期間及び解約）

1. 本契約の有効期間は、契約要綱に記載のサブスクリプション期間とします。但し、サブスクリプション期間満了の 90 日前までに甲乙いずれかより相手方に対し、書面により更新しない旨の通知がなされない限り、サブスクリプション期間は 1 年間更新され、以降も同様とします。
2. 本契約の終了後においても、第 3 条第 4 項、第 5 条、第 7 条第 3 項、第 4 項、第 5 項

及び第 6 項、本条第 5 項及び第 6 項、並びに第 11 条の規定は、有効に存続するものとします。

3. 甲又は乙は、相手方に次の各号に定める事由の一が生じたときは、何らの催告を要せず、本契約を解約することができます。
 - (1) 支払の停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、特別清算手続開始、民事再生手続開始、若しくは会社更生開始の申立があったとき
 - (2) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (4) 本契約の条項に違反し、相当期間内に改善されないとき
4. 前項の規定にかかわらず、甲は乙に対して事前に書面にて通知することにより、本契約を解約することができます。
5. 本契約が解約された場合において、解約の事由が明らかに乙の責めに帰する場合を除き、甲は、原則として既支払分の料金の返還を請求し得ないものとし、未支払分の料金がある場合には、これを直ちに乙に支払うものとします。
6. 本契約が終了した場合、甲は直ちに本件プログラムを消去します。さらに、甲は、本件ソフトウェアの原本及び全ての複製物を破毀又は乙に返却し、これらの事実を証する書面を乙に交付します。

第 10 条（本約款の変更）

1. 乙は、本約款について、必要に応じて全部又は一部を変更する場合があります。この場合、変更が甲を含む本件ソフトウェアの使用者の一般の利益に適合し、又は変更が本約款の目的に反せず、変更の必要性及び変更後の内容の相当性等の事情に照らして合理的なものと認められる場合には、変更後の本約款及び効力発生日について、事前に乙が運営するウェブサイトで周知することにより、本約款を変更することができるものとします。
2. 本約款の変更が前項の要件を満たさない場合には、変更後の本約款の適用について、甲の同意を得るものとします。

第 11 条（一般条項）

1. 乙は、自らの責任において、本件ソフトウェアの初期導入、サポートサービス等の提供を第三者に再委託することができるものとします。この場合、乙は当該第三者には第 5 条に規定される乙の守秘義務と同等の守秘義務を負わせるものとします。
2. 甲は、ライセンサーが本契約の第三受益者であり、本契約に基づく乙の権利及び利益のすべてを行使及び実現する権利を有することに同意します。
3. 天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、疫病、感染症、法令の制定・改廃・公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、サイバー攻撃、その他自らの責めに帰することができない事由（以下「不可抗力」という。）による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く。）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者も責任を負わないものとします。但し、不可抗力により影響を受けた当事者は、当該不可抗力の発生を速やかに相手方に通知するとともに、その費用負担等につき協議の上、復旧に向けて誠意をもって努力するものとします。
4. 乙は、甲に事前に通知の上、本契約上の権利・義務を第三者に譲渡できるものとします。
5. 甲は、本契約に基づき乙より提供を受けた本件ソフトウェア及びその複製物の保管場所、並びに本件ソフトウェアがインストールされた機械の設置場所を記録した帳簿を常に保持しておかねばならないものとします。乙は、事前の書面通知をもって、甲における本件ソフトウェアの使用状況について監査することができるものとします。甲は、乙の監査に協力し、乙又は乙の代理人に対し合理的な範囲内で甲の施設、機器及び情報へのアクセスを許可するものとします。乙は、甲の事務所内においては、合理的な範囲内で甲のセキュリティに関する規定に従うものとします。

6. 甲は、甲の責任と負担において外国為替及び外国貿易法、米国輸出管理法等の輸出関連法規において求められる必要な許可を得ない限り、本件ソフトウェアの全部又は一部を輸出又は再輸出してはならないものとします。
7. 本契約は、本件ソフトウェアに関する使用権の許諾に関する甲乙間の唯一の合意を構成します。本契約の締結の前後を問わず、甲乙間で本契約と異なる合意なされた場合においても、当該合意が本契約書を明確に特定した書面にて証されない限り、当該合意は何ら効力をもたないものとします。
8. 本契約に関して疑義が生じた場合、甲及び乙は信義誠実の原則に従い協議の上、円満に解決を図るものとします。
9. 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上